

[事案 2024-215] 新契約無効請求

・令和7年9月24日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に代理店を通じて契約した特定疾病保障保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)代理店の社長から、契約に協力してくれたら自分が経営するレストランに頻繁に通うからなどと言われ、募集人と面談することになった。
- (2)募集人から、本契約は掛け捨てではない、途中で嫌になったら5年後に解約してもらって大丈夫、掛け金を全額戻す等の説明を受けた。また募集人は、保険に入ってもらえたらレストランに月数回通うと発言した。募集人と社長が自分のレストランに月に数回通ってくれるならと考え、付き合いで加入した。
- (3)本契約加入後、約束された来店がないため、募集人が5年後は解約できると発言していたことを思い出し、令和6年6月に保険会社に解約手続のための連絡をしたところ、解約払戻金は既払込保険料よりも約100万円減額となると言われ、募集人から説明を受けた内容と全く異なっていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約概要、注意喚起情報、商品パンフレットや商品提案書等を用いて解約払戻金額や返戻率等を十分に説明した。保険証券にも解約払戻金表が記載されている。
- (2)募集人が申立人の店に通う旨の約束をしたという主張について、当社は具体的にどのようなやり取りがあったか、募集人がどの程度の頻度で店に通ったのかなどを知らないが、そのような問題は募集人と申立人の間の私的事項の範疇であり本契約の成否に影響するものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込手続時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。